

重要事項説明書

～保険約款上の免責事項とお客様の義務・留意事項のご説明～

本書は、ご契約のお申込みにあたって、特にご注意ください事項を記載しております。必ず本書の内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。また、ご契約の内容につきましては、「商品パンフレット」及び約款等にも記載しておりますので、これらにつきましても、本書と併せて必ずお読みください。

対象保険種

● 簡易通知型包括保険

目次

ご留意いただきたい事項	1
概要	2
1. 主な免責事項(保険金をお支払いできない場合)	3
2. 保険金不払い又は返還となる場合	5
3. 保険契約解除となる場合	5
4. お客様に履行していただく約款上の義務について	6
(1) 保険契約締結時等のお客様の義務	
① 告知義務	6
(2) 保険契約締結から保険金ご請求までのお客様の義務	
① 債権保全義務	7
② 損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務	7
③ 損失防止軽減義務	8
④ 損失発生及び危険発生の通知義務	8
⑤ 入金通知義務	9
(3) 保険金ご請求時に必要な書類	10
(4) 保険金のご請求から回収までのお客様の義務	11
① 回収義務	11
② 回収義務履行状況報告義務	12
③ 回収金納付義務	12
5. その他ご注意ください主な事項	12

ご留意いただきたい事項

1

免責事項に該当する場合、又はお客様の過失・責任により発生した損失及びお客様が約款等（保険約款、運用規程その他ご契約の保険商品に適用のあるすべての規定をいいます。以下同様とします。）に定められた義務を履行しなかった場合等に生じた損失に対しては、保険金をお支払いできない、又は一旦お支払いした保険金をご返金いただく場合がございます。

※お客様とは、被保険者を意味する場合と、保険契約者、被保険者、若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人を意味する場合がございます。詳しくは、約款等をご確認ください。以下同様とします。

2

保険商品の内容につきましては、「商品パンフレット」及び約款等を併せてご確認ください。（「商品パンフレット」及び約款等は、日本貿易保険ホームページ（<http://www.nexi.go.jp>）よりダウンロードできます。）

ご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください

独立行政法人 日本貿易保険 お客様相談室

電話番号 (本店) 0120-672-094

(大阪支店) 0120-649-818

受付時間 月～金曜日9:00～17:30
(祝日・年末年始を除きます。)

概 要

1	このようなときは保険金は支払われません！	主な免責事項	p.3
2	このようなときは保険金をお支払いしないことや保険金をご返還いただくことがあります！	保険金不払い又は返還となる場合	p.5
3	このようなときは保険契約を解除することがあります！	保険契約解除となる場合	p.5
4	お客様に必ず行っていただく義務があります！	お客様に履行していただく約款上の義務	p.6

～義務を怠りますと保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください～

(1) 保険契約締結時等	重要な事実について告知してください。	告知義務 (p.6.)	
(2) 保険契約締結から保険金のご請求まで			
①債権を管理保全してください。		債権保全義務 (p.7)	
②決済期限到来前にバイヤーの破産手続開始の決定等を知ったときはご通知ください。		損失を受けるおそれが高まる 事情発生時の通知義務 (p.7)	
③損失が拡大しないよう措置をとってください。		損失防止軽減義務 (p.8)	
④決済期限に支払遅延が発生したときはご通知ください。		損失発生及び危険発生時の 通知義務 (p.8)	
⑤支払遅延の発生を通知した後、支払があったときにもご通知ください。		入金通知義務 (p.9)	
(3) 保険金のご請求から回収まで			
①保険金をご請求された後であっても、契約代金等の回収に努めてください。		回収義務 (p.11)	
②回収の状況を報告してください。		回収義務履行状況 報告義務 (p.11)	
③回収できましたら、回収金を日本貿易保険に納付してください。		回収金納付義務 (p.12)	
5	他にもご注意いただきたいことがあります！	その他ご注意いただきたい 主な事項	p.12

1. 主な免責事項（保険金をお支払いできない場合）

以下に掲げるような損失に対しては保険金は支払われません。なお、以下の損失以外でも保険金が支払われない場合もございます。詳しくは、「商品パンフレット」及び約款等をご確認ください。

- (1) お客様の故意又は重大な過失(対象貨物の瑕疵等)により生じた損失
- (2) 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失(共同海損、救助料その他海上保険によって通常てん補される損失を含みます。)
- (3) 輸出契約等に関してお客様による法令(外国の法令を含みます。)違反があった場合において生じた損失

※ 「輸出契約等」とは、輸出契約又は仲介貿易契約をいいます。なお、100%仲介貿易契約はオプションにて選択した場合のみ該当します。

- (4) 保険責任の開始日前にてん補事由が生じたときの当該事由による損失
- (5) お客様の告知義務違反により日本貿易保険が解除した保険契約における損失(告知義務については6ページを参照ください。)
- (6) お客様と輸出契約等の相手方が次のいずれかに該当する場合における信用危険に対する損失

- ① お客様と輸出契約等の相手方が本支店関係にある場合(お客様が支店の場合は、輸出契約等の相手方が他の支店の場合を含みます。)
- ② お客様と特定の資本関係があるバイヤー(お客様の親会社(お客様の議決権の過半数を保有する法人)、子会社(お客様が議決権の過半数を保有する法人)、兄弟会社(お客様の親会社の子会社)など[これらの支店も含みます。])
- ③ お客様と特定の人的関係があるバイヤー(お客様が取締役等を派遣する法人もしくは当該法人が取締役等を派遣する法人、お客様に取締役等を派遣する法人もしくは当該法人に取締役等を派遣する法人、お客様が取締役等を派遣する法人の子会社、お客様に取締役等を派遣する法人の親会社及び子会社、お客様の親会社が取締役等を派遣する法人、お客様の親会社に取り締役等

を派遣する法人、お客様の子会社が取締役等を派遣する法人[これらの支店も含まれます。])

④ その他①～③と実質的に同視できると日本貿易保険が特に認めたバイヤー

(7) お客様が、当該約款に基づく保険関係について、日本貿易保険の承認を受けないで保険の目的を譲渡(譲渡担保の設定を含みます。)した場合には、譲渡された当該保険の目的にかかる損失

(8) 以下のいずれかに該当する輸出契約等に係る損失

- ① 輸出契約等の締結の日から船積日までの期間が1年超又は船積日から決済期限が1年超であるもの
- ② 輸出契約等の契約金額が500億円超であるもの
- ③ 原子力発電等プロジェクト(原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等をいいます。)の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの
- ④ 水力発電等プロジェクト(ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等をいいます。)の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するものであって、契約金額が15億円超であるもの
- ⑤ 船積日を起算とする決済(船積書類引渡時払、手形一覧払、引渡後定期払、一覧後定期払等のほか、各船積日をマイルストーンとするマイルストーンペイメント、輸出契約等の到着時払、一定期間内に行われた輸出貨物等の船積に係る代金等の決済予定日が当該一定期間の末日又は当該末日からの経過日を起算として定められる決済(プログレスペイメント)を含む。)以外の決済を含むもの
- ⑥ 輸出契約等に表示された通貨(邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。)と異なる通貨により代金等の決済が行われる旨の規定を有するものであって、表示通貨と異なる通貨への換算方法が明確に定められていないもの
- ⑦ 証券記載の輸出契約等の相手方(輸出契約等の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人とする。ただし、第11条第1号の危険をてん補する場合は、その両方とする。)又は仕向国(第11条第1号の危険をてん補する場合に限る。)のいずれかが異なるもの

2. 保険金不払い又は返還となる場合

以下の事由が発生した場合等においては、保険金の全部若しくは一部を支払わず、又は当該保険金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。詳しくは、「商品パンフレット」及び約款等をご確認ください。

- (1) お客様の過失(重大な過失を除きます。)により損失が生じたとき
- (2) お客様が故意又は過失により事実を告げなかったとき、又は真実でないことを告げたとき
- (3) お客様が約款の条項に違反したとき

3. 保険契約解除となる場合

以下の事由が発生した場合等においては、日本貿易保険は、保険契約を解除することがあります。詳しくは、「商品パンフレット」及び約款等をご確認ください。

- (1) 保険契約締結、更改、輸出契約等の相手方等の新たな追加または保険金支払限度額の増額の当時、お客様が損失を受けるおそれのある重要な事実のあることについて、故意又は過失によって、日本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたとき
- (2) お客様が輸出契約等に関し重大な内容変更等を行い、その後の輸出契約等が引受基準に適合しないとき又は取引上の危険が大と認められるとき
- (3) お客様が行った重大な内容変更等について、日本貿易保険が承認に条件を付けた場合であって、当該条件が成就されなかったとき
- (4) お客様が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったとき
- (5) お客様が、輸出契約等に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき
- (6) お客様がこの約款(約款を改正した場合も含む。)の条項に違反したとき
- (7) 保険契約期間中に、貿易保険法、外国為替及び外国貿易法又はこれに基づく命令が改正されたとき、その他日本貿易保険が必要と認めるときに、日本貿易保険による約款の改定申し込みにお客様が応じないとき

4. お客様に履行していただく約款上の義務について

お客様が約款上の義務を履行されなかった場合は、日本貿易保険は保険金をお支払いできない、又は一旦お支払いした保険金を日本貿易保険にご返金いただく場合がございますので、十分ご留意願います。告知義務違反の場合には、保険契約を解除することがあります。

以下は、お客様に履行していただく約款上の義務のうち、特に重要な義務について記載したものです。以下に掲げた義務以外にも、履行していただく約款上の義務がございますので、「商品パンフレット」及び約款等を、必ずご確認ください。

(1) 保険契約締結時等のお客様の義務

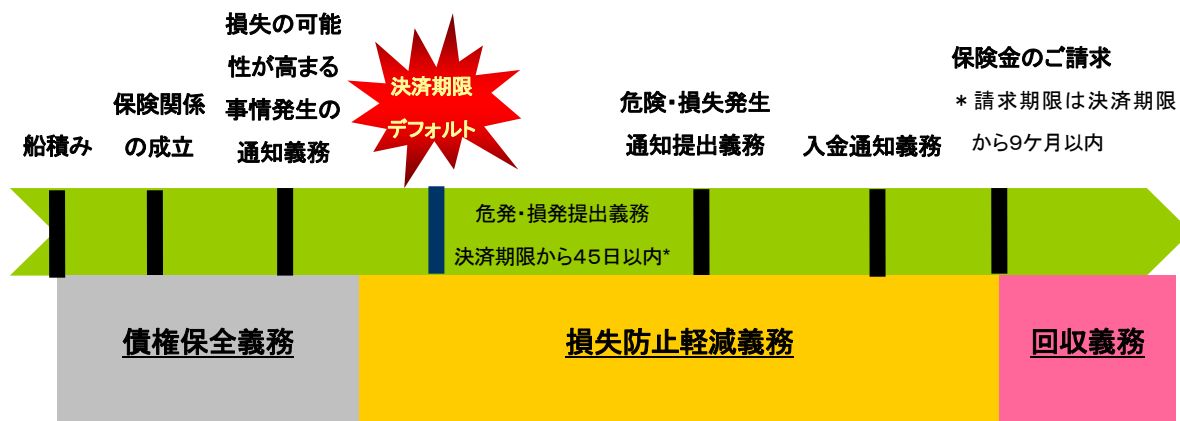
① 告知義務

お客様が損失を受けるおそれのある重要な事実について、保険契約締結時、更改時、輸出契約等の相手方等の新たな追加時または保険金支払限度額の増額時に告知していただく義務があります。(例えば、輸出契約等の相手方と取引がある場合の履行遅滞が考えられます。)

なお、告知内容によっては、保険契約をお申込みいただいても、お引き受けできない場合があります。また、お客様が、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることについて、故意又は過失によって、これを告げず、又は真実でないことを告げたときは、保険契約を解除する場合があります。

(2) 保険契約締結から保険金ご請求までのお客様の義務

(例: 船積後の場合)



① 債権保全義務

貿易保険が付保されている債権について、貿易保険が付保されていない場合と同程度の注意をもって、管理保全に努めていただく義務があります。

② 損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務

決済期限到来前に、輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生等を知ったときは、これらの情報を確認した日から15日以内に「事情発生通知書」を日本貿易保険に提出する義務があります。

※ 「損失を受けるおそれが高まる事情」に関しては、手続細則に規定がございますので、手続細則も併せてご確認ください。

※ 「事情発生通知書」のご提出前に、当該船積み分について、「船積確定通知書」または「確定前通知書」をご提出いただく必要があります。また、本事情発生通知の提出により、国別引受基準・バイヤー格付変更となった場合、本通知提出以降の船積み分について一部不てん補となる可能性があります。このため、変更前の基準で付保を希望される場合には、「確定前通知」を行う必要があります。(パンフレットをご参照ください。)

※ 「事情発生通知書」は日本貿易保険ホームページ(<http://www.nexi.go.jp>)よりダウンロードできます。通知書についてご不明な点がございましたら、日本貿易保険査定回収グループ(TEL: 0120-673-094)までお問い合わせください。

③ 損失防止軽減義務

決済期限に約定支払額の一部でも支払いがなかった場合には、輸出契約等の相手方に対し貿易保険が付保されている債権の損失軽減のために一切の合理的措置を講じていただく義務があります。

損失防止軽減義務の主な内容は以下のとおりです。損失防止軽減義務の内容は具体的な場合に応じて、以下の内容以外のものも考えられますので、ご不明な点がありましたら、日本貿易保険査定回収グループ(TEL:0120-673-094)までお問い合わせください。

- (a) お客様本人又は代理人(現地弁護士等)より支払いの督促を行っていただくこと
- (b) 可能な限り、輸出契約等の相手方から債務確認書を取得していただくこと
- (c) 未払い債権に対する請求権を時効としない措置を講じていただくこと
- (d) 保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行っていただくこと
- (e) 担保権がある場合には、担保権を行使していただくこと
- (f) その他債権保全のための輸出契約等の契約上の権利を行使していただくこと
- (g) 貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全していただくこと
- (h) 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットの保全、債務者をして外貨割当申請を行っていただくこと
- (i) 輸出契約等の相手方が会社更生等法的手続きに移行した場合には、債権登録等現地法に定められた必要な措置を講じていただくこと

④ 損失発生及び危険発生の通知義務

決済期限に約定支払額の一部でも支払いがなかった場合には、当該支払いがなかった理由、輸出契約等の相手方とのこれまでの取引状況・決済状況等にかかわらず、損失の発生を知った日もしくは決済期限から45日以内に**損失発生通知書**又は**危険発生通知書**のいずれかを日本貿易保険に提出する義務があります。

決済期限までに輸出契約等に基づく債務が履行されず、輸出契約等の相手方の3ヶ月以上の債務の履行遅滞(お客様の責めに帰することができないものに限り)により損失を受けるおそれのある場合には**危険発生通知書**を、それ以外の損失の発生

を知った場合には**損失発生通知書**を提出願います。

※ 通知を提出いただくことにより、バイヤーの格付は、事故管理区分（GR格、ER格、SR格、GB格、EB格、SB格）に変更となります。通知をいただかない場合には、通知義務違反を理由に保険金をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

※ 「損失発生通知書」又は「危険発生通知書」のご提出前に、当該船積み分について、「船積確定通知書」または「確定前通知書」をご提出いただく必要があります。

バイヤーの格付が事故管理区分に変更された日以降、当該バイヤーに対する船積分について、引受基準適用日が格付変更日より後になる場合は、信用危険はてん補されません。ただし、R格に変更された場合には、非常危険はてん補されますので、「船積確定通知」を実施いただく必要があります。（パンフレットをご参照ください。）

なお、格付変更日以前に締結された輸出契約等に係る船積分については、格付変更日から30日以内に「確定前通知」を行うことにより、信用危険がてん補されます。

また、事故発生後の船積みとなる場合は、損失防止軽減義務についてもご注意ください。

※ 「危険・損失発生通知書」及び「損失発生通知書」は日本貿易保険ホームページ（<http://www.nexi.go.jp>）よりダウンロードできます。通知書についてご不明な点がございましたら、日本貿易保険査定回収グループ（TEL:0120-673-094）までお問い合わせください。

※ 損失が発生した場合は、上記通知期限内であっても早めに日本貿易保険にご相談くださいますようお願いいたします。

⑤ 入金通知義務

損失発生通知書又は危険発生通知書を提出いただいた後、輸出契約等の相手方から入金があった場合には、入金日から1ヶ月以内かつ保険金請求前に日本貿易保険に**入金通知書**を提出する義務があります。

繰り返しになりますが、これらの通知義務を怠りますと、保険金をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

(3) 保険金ご請求時に必要な書類

下記は保険金請求時に提出いただく書類の一覧です。必要書類は保険金請求時まで保管してください。

各書類の詳細内容は、手続細則の別表4～6をご参照ください。

	書類名	代金の 回収不能	オプション	
			貨物の 船積不能	増加費用
1	保険金請求書	○	○	○
2	保険金請求経緯書	○	○	○
3	過去の取引状況確認書	○	○	
4	未決済及び当該未決済額を確認できる書類	○ ※		
5	損失計算書		○	○
6	損失額計算の基礎となる証拠書類の写し		○	○
7	増加費用の支払関係書類			○
8	保険事故を確認できる書類	○	○	○
9	輸出契約書等の写し	○	○	○
10	船積の内容等を確認できる書類の写し	○		○
11	損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し	○	○	
12	保険証券及び通知明細書	○ ※	○ ※	○ ※

以下は該当する場合に必要な書類

13	入金額を確認できる書類	○ ※	○	
14	債権一覧表の写し及び支払限度額を確認できる書類	○	○	
15	為替換算率証明書	○	○	○
16	保証状の写し	○ ※		
17	手形の写し	○		
18	輸出承認・許可証又は支払等許可書の写し	○ ※		
19	質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	○	○	
20	被担保質権の内容を証する書類	○		
21	損失防止軽減義務の履行のために要した合理的な費用に関する確認書類	○	○	
22	他の保険の請求状況を確認できる書類 (ただし、海上保険は除く)	○		
23	その他日本貿易保険が要請する書類	○	○	○

※は保険金請求額が 300 万円以下の場合には不要となる書類

ご不明な点は、日本貿易保険 査定回収グループ(TEL:0120-673-094)までお問い合わせください。

(4) 保険金のご請求から回収までのお客様の義務



*決済期限から2年を経過した場合には、1年ごと

① 回収義務

保険金のご請求をされた後においても、代金等、賠償金又は違約金などお客様の権利として請求しうる一切の金銭の回収に努めていただく義務があります。

なお、日本貿易保険が回収(サービサー回収を含みます。)することとなった場合であっても、日本貿易保険が行う回収行為に対して協力いただく義務があります。

② 回収義務履行状況報告義務

回収義務の履行状況については、保険金の請求日(※)から3ヶ月ごとに**回収義務履行状況報告書**を日本貿易保険に提出する義務があります。ただし、決済期限から2年を経過したものについては、1年ごとに提出していただきます。

※ 貿易保険共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事柄の発生を知って履行状況報告書を提出した場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日をいいます。ただし、上記にかかわらず状況変化を知った場合には遅滞なく報告していただく必要があります。

③ 回収金納付義務

お客様が保険金をご請求した後に回収した金額があるときは、回収した日(保険金が支払われる前に回収した金額があるときは、保険金支払日)から1ヶ月以内に日本貿易保険に回収金納付通知書を提出いただき、日本貿易保険が指定する日までに指定された金額を納付していただく義務があります。

5. その他ご注意いただきたい主な事項

(1) 輸出契約等の相手方等との間で係争等がある場合

以下の場合の保険金のご請求については、裁判所による判決や仲裁(機関・協会等)による判断・裁定により債権額等が確定した場合に限り保険金をお支払いいたします。

- ① お客様が納品された製品及びサービス等について、輸出契約等の相手方との間で係争にある場合
- ② 信用状取引において、信用状発行銀行がディスクレパンシーを主張し関係書類の引き取りを拒絶した場合

(2) 輸出契約等の相手方から保証金等を受領している場合

貿易保険が付保されている契約に関連して、お客様が輸出契約等の相手方や第三者から保証金、預かり金、担保等(「保証金等」といいます。)を受領されている場合、当該保証金等に相当する金額部分については、保険金支払いの対象となりませんのでご留意願います。(当該保証金等は不払いが生じた時点で弁済金として当該未払債務に充当されることとなりますので、損失額の対象とはなりません。)

(3) 同種の危険をてん補する保険契約が複数存在する場合

日本貿易保険がてん補する危険と同種の危険をてん補する他の保険契約が存在し、各保険契約におけるてん補責任額の合計が損失額を超える場合には、損失額に、日

本貿易保険のてん補責任額の各保険契約のてん補責任額の合計額に対する割合を乗じた額を支払保険金とします。(別途定めのある場合を除きます)

(4) 付保対象以外の輸出契約等について通知された場合

保険関係は約款等で定めた条件をすべて満たす輸出契約等についてのみ成立します。約款等で付保対象と定めた輸出契約等以外のものについて通知がなされた場合は、いかなる場合も保険関係は成立しません。仮に、保険事故に相当する事由が発生した後に、通知がなされた輸出契約等が付保対象に該当しないことが判明した場合は、保険関係は成立していないため保険金をお支払いすることはできませんのでご注意ください。

(5) 引受適用基準日において簡易包括登録が無い場合

保険関係は引受基準適用日において簡易包括登録されていないバイヤーについては成立しませんのでご注意ください。なお、引受基準適用日は船積前危険/船積後危険、船積確定通知/確定前通知により異なりますので、下記一覧表をご参照ください。

	船積前危険		船積後危険	
	船積確定通知	確定前通知	船積確定通知	確定前通知
引受基準適用日	輸出契約等締結日		船積月の第1日	輸出契約等締結日

また、簡易包括登録は毎月1日付で行われます。簡易包括登録の申請期限については、手続細則をご確認ください

(6) 船積確定通知が行われていない場合

輸出契約等に基づき船積み等を実施した当該船積金額に関し、「船積確定通知を行うことにより、当該船積日※にさかのぼって保険関係が成立します。(詳細につきましては、「商品パンフレット」及び約款等をご参照ください。)

船積確定通知の通知期限から遅滞して通知がなされた場合、または船積確定通知の脱漏が判明した場合には、保険金をお支払いできない恐れがございますので、ご注意ください。

※船積前オプションを選択している場合には、輸出契約締結日となります。

(7) 債務不履行が発生した時点で未船積の貨物がある場合

債務不履行発生後に船積みを行ったことにより損失が拡大した場合には、当該損失部分について保険金が支払われない場合がありますので、ご注意ください。(確定前通知を行った場合でも、同様の注意が必要となります。)債務不履行発生時点で当該バイヤー向けの未船積み貨物がある場合には、保険契約上の取り扱いについて日本貿易保険にご相談ください。

(8) 安全保障上の管理が必要な貨物等について、必要な手続きを取られていない場合

日本を含む国際社会が一体となり安全保障貿易管理に取り組んでおり、武器および軍事的に転用される恐れのあるものの輸出については、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき輸出規制が行われております。当該規制に該当する場合(*)、輸出前に事前の経済産業大臣の許可が必要になります。保険契約締結後に、当該規制に係る輸出許可の申請が不許可となり貨物が輸出できなくなった場合、関連規程に定める手続きがなされていれば保険のてん補対象となります。他方、手続きを怠っておりますと、保険契約が解除となったり、保険金の支払いができない場合がありますのでご注意ください。

(*)大量破壊兵器キャッチオール規制・通常兵器補完的輸出規制によるインフォーム要件もしくは客観要件に該当する場合を指します。詳しくは、「輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取り扱いについて」をご確認ください。